

○変更契約報告(10月分)

1	宮ノ前排水路測量設計業務
2	井笠広域一般廃棄物埋立処分場整備工事
3	市道今立72号宮迫山王線道路舗装工事
4	西迫排水路改修工事
5	湛江漁港物揚場その2保全工事
6	大井小学校屋内運動場大規模改造工事
7	市道金崎浜田線電線共同溝設計業務
8	白石島法面転石固定工事
9	市道用之江84号線道路改良工事

変更契約報告書

1 業 務 名	宮ノ前排水路測量設計業務
2 業 務 位 置	笠岡市 吉浜 地内
3 契 約 者	(株)エスペック
4 契 約 者 の 住 所	笠岡市生江浜826番地の8
5 業 務 内 容 (概 要)	測量業務 設計業務 基準点測量 N=2点(2点) 護岸詳細設計 L=22m(22m) 現地測量 A=840㎡(840㎡) 路線測量 L=22m(22m) ※()内は変更前 用地測量 A=423㎡(236㎡)
6 当 初 の 契 約 金 額	¥2,750,000
7 変 更 後 の 契 約 金 額	¥2,805,000
8 当 初 の 期 間	令和3年5月21日 ~ 令和3年12月24日
9 変 更 後 の 期 間	— —
10 変 更 理 由	復元測量の結果, 用地測量の面積を増とする。 上記理由により諸数量に異同があったため, 内容及び金額変更を行うものである。

変更契約報告書

1 工 事 名	井笠広域一般廃棄物埋立処分場整備工事
2 工 事 位 置	井原市 高屋町 地内
3 契 約 者	大本組・天野産業特定建設工事共同企業体
4 契 約 者 の 住 所	岡山県岡山市北区内山下一丁目1番13号
5 工 事 内 容 (概 要)	擁壁等流出防止設備工 1式 (1式) 地下水集排水設備工 1式 (1式) 遮水工 1式 (1式) 雨水集排水設備工 1式 (1式) 洪水調整池工 1式 (1式) 浸出水集排水設備 1式 (1式) 場内整備工 1式 (1式)
6 当 初 の 契 約 金 額	¥1,336,500,000
7 変 更 後 の 契 約 金 額	¥1,658,443,600
8 当 初 の 工 期	令和1年11月14日 ~ 令和4年3月31日
9 変 更 後 の 工 期	— ~ —
10 変 更 理 由	別紙のとおり

変更理由書(1)

工事番号: 第 31-7 号 工事名: 井笠広域一般廃棄物埋立処分場整備工事 変更理由 : 条件処理に伴うもの <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">(請負工事設計変更基準 1 - (1) - -)</div>	
変更事項	変更理由
残土運搬の追加 $V=0 \text{ m}^3 \rightarrow V=7,628 \text{ m}^3$	当初、発生土は現場内で流用と将来的に覆土材として利用するためストックする予定であったが、土質等の変化に伴い新たに発生する残土に関して、工事間流用するため残土運搬を追加変更するものである。
覆土仮置き場整備工の追加 0式 → 1式	残土を利用して覆土を行うための覆土仮置き場の確保が出来たため、覆土仮置き場の整備を追加するものである。
添加量の変更 $100\text{kg/m}^3 \rightarrow 58\text{kg/m}^3$ $160\text{kg/m}^3 \rightarrow 216\text{kg/m}^3$ $220\text{kg/m}^3 \rightarrow 143\text{kg/m}^3$	安定処理について、配合試験の結果に基づきセメントの配合量を変更するものである。
昇降設備の追加 0基 → 1基	洪水調整池について、将来的な維持管理を考慮して昇降設備を追加するものである。

変更理由書(2)

工事番号: 第 31-7 号 工事名: 井笠広域一般廃棄物埋立処分場整備工事 変更理由 : 発注後発生した外的条件の処理に伴うもの <div style="text-align: center;">(請負工事設計変更基準 1 - (2) - イ - (イ))</div>	
変更事項	変更理由
防災土工及び法面崩落対策工の追加 0式 → 1式	施工中の豪雨対策として、防災土工工事の実施するもの及び一部豪雨により法面崩落が生じたので法面崩落対策工を実施するものである。

変更理由書(3)

工事番号: 第 31-7 号 工 事 名: 井笠広域一般廃棄物埋立処分場整備工事 変更理由 : 発注後発生した外的条件の処理に伴うもの <div style="text-align: center;">(請負工事設計変更基準 1 - (2) - ハ - (ハ))</div>	
変 更 事 項	変 更 理 由
安全対策及び環境対策の追加 0式 → 1式	仮設工として地元要望による工事車両搬入道路である市道追崎上野線の待避所及び信号機の設置, 路面の破損に伴う舗装修繕の実施, 県道七曲井原線の待避所確保を行うものである。 また, 掘削及び安定処理に伴う濁水処理設備工及び濁水排水設備工の設置及びこれに伴う高圧受電設備の設置を行うものである。
自由勾配側溝の延長減 149.0m → 95.3m ブロック積み工の減 199 m ² → 0 m ²	井笠広域一般廃棄物埋立処分場浸出水処理施設建設工事とのスケジュール及び施工ヤードの調整により, 一部雨水排水工及び道路整備工の施工を本工事から移行するものである。これらの数量については, 減変更するものである。

変更理由書(4)

工事番号: 第 31-7 号 工 事 名: 井笠広域一般廃棄物埋立処分場整備工事 変更理由 : 発注時において, 確認困難な要因に基づくもの <div style="text-align: center;">(請負工事設計変更基準 1 - (3) - ハ - (イ))</div>	
変 更 事 項	変 更 理 由
土質の変更 土砂, 軟岩 I, 軟岩 II → 土砂, 軟岩 I, 軟岩 II, 中 硬岩	土質の変更 (軟岩 II → 中硬岩) に伴い掘削, 床掘, 運搬, 法面整形を変更するものである。
面積の変更及び鉄筋挿入 の本数変更 4,839 m ² → 5,657 m ² 2,562 本 → 2,915 本	簡易吹付法砕工, 鉄筋挿入工, モルタル吹付工の施工範囲について, 土質の変更及び湧水等の状況により変更するものである。
下地処理工の追加 0 m ² → 8,181 m ²	遮水シートの施工について, 掘削に伴い岩盤が露出し凹凸が大きく遮水シートの破損のおそれがあるため, 貧配合のモルタル吹付により下地処理を行うものである。
その他数量の異動	実施精査による。

変更契約報告書

1 工 事 名	市道今立72号宮迫山王線道路舗装工事		
2 工 事 位 置	笠岡市	今立	地内
3 契 約 者	(株)枳平組		
4 契 約 者 の 住 所	岡山県笠岡市笠岡5286		
5 工 事 内 容 (概 要)	舗装工 L=54.4m(54.4m) W=3.1m~9.5m(3.1m~9.5m) ※()内は変更前		
6 当 初 の 契 約 金 額	¥2,233,000		
7 変 更 後 の 契 約 金 額	¥2,442,000		
8 当 初 の 工 期	令和3年7月21日	~	令和3年10月29日
9 変 更 後 の 工 期	—	~	—
10 変 更 理 由	舗装版取壊を行った結果、既設舗装の舗装厚が計画より厚かったため、取壊し処分の諸数量を変更する。 また、それに伴い補足材が必要となったため補足材を新規に計上する。 上記理由により、金額の増額変更を行うものです。		

変更契約報告書

1 工 事 名	西迫排水路改修工事
2 工 事 位 置	笠岡市 今立 地内
3 契 約 者	白石島商営(有)
4 契 約 者 の 住 所	岡山県笠岡市四番町8-6
5 工 事 内 容 (概 要)	水路工 L=63.0m(60.8m) ※()内は変更前
6 当 初 の 契 約 金 額	¥2,486,000
7 変 更 後 の 契 約 金 額	¥2,662,000
8 当 初 の 工 期	令和3年9月3日 ~ 令和4年2月10日
9 変 更 後 の 工 期	— ~ —
10 変 更 理 由	<p>・既設水路への取付け部分の法線が折れ通水に支障を来すため、既設水路を取壊し、水路を設置するため水路延長が増となる。</p> <p>・舗装版取壊を行った結果、既設舗装の舗装厚が計画より厚かったため、取壊し処分の諸数量が増となる。</p> <p>その他、諸数量の異同は現地精査の結果によるものである。</p> <p>上記理由により、数量及び金額に異同が生じたため、変更するものである。</p>

変更契約報告書

1 工 事 名	湛江漁港物揚場その2保全工事		
2 工 事 位 置	笠岡市	六島	地内
3 契 約 者	(有)大島組		
4 契 約 者 の 住 所	岡山県笠岡市西大島4856番12		
5 工 事 内 容 (概 要)	階段工 L=10.0m エプロン工 L=10.0m		
6 当 初 の 契 約 金 額	¥7,095,000		
7 変 更 後 の 契 約 金 額	—		
8 当 初 の 工 期	令和3年6月3日	~	令和3年10月29日
9 変 更 後 の 工 期	令和3年6月3日	~	令和3年11月30日
10 変 更 理 由	工事を施工するにあたり、工事の施工工程について漁業者との協議に不測の日数を要したため、工期内での完成が困難となり工期の延期を行うものである。		

変更契約報告書

1 工 事 名	大井小学校屋内運動場大規模改造工事		
2 工 事 位 置	笠岡市	東大戸	地内
3 契 約 者	(株)小堀建設		
4 契 約 者 の 住 所	岡山県笠岡市二番町5番地		
5 工 事 内 容 (概 要)	建築工事 一式 電気設備工事 一式 機械設備工事 一式 鉄筋コンクリート一部鉄骨 2階建て 延べ面積 689.61㎡ 建築面積 746.16㎡		
6 当 初 の 契 約 金 額	¥58,850,000		
7 変 更 後 の 契 約 金 額	¥64,515,000		
8 当 初 の 工 期	令和3年7月5日	～	令和3年10月29日
9 変 更 後 の 工 期	—	～	—
10 変 更 理 由	<ul style="list-style-type: none">・事前施工数量調査による外壁劣化改修及び防水工事の追加等のため。・基礎及びスロープ立上り部分の吹付塗装の追加のため。・男子便所の利便性向上のため、レイアウトを変更するもの。・使用しない天吊りバスケットゴールの撤去の追加のため。・体育器具床金具プレートを再利用から新設に変更する。・玄関周囲の屋外排水管及び柵が埋没し、機能していないので追加改修するため。・生徒の安全確保のため、ガードマンの配置を追加するもの。		

変更契約報告書

1 業 務 名	市道金崎浜田線電線共同溝設計業務		
2 業 務 位 置	笠岡市	中央町	地内
3 契 約 者	中電技術コンサルタント(株)岡山支社		
4 契 約 者 の 住 所	岡山県岡山市北区東島田町一丁目8番10号		
5 業 務 内 容 (概 要)	電線共同溝詳細設計 L=280m(280m) ※()内は変更前		
6 当 初 の 契 約 金 額	¥4,950,000		
7 変 更 後 の 契 約 金 額	¥5,863,000		
8 当 初 の 期 間	令和2年7月20日	～	令和3年2月26日
① 変 更 後 の 期 間	令和2年7月20日	～	令和3年3月31日
② 変 更 後 の 期 間	令和2年7月20日	～	令和3年6月30日
9 ③ 変 更 後 の 期 間	令和2年7月20日	～	令和3年10月29日
④ 変 更 後 の 期 間	令和2年7月20日	～	令和3年12月24日
10 変 更 理 由	<p>本設計において設計計画, 現地踏査, 関係機関との協議資料作成を行う必要があるため, 特記仕様書に基づき変更する。</p> <p>また, 電線共同溝の入構予定事業者との合意形成を行うにあたり, 規模の大きな中国電力株式会社及び日本電信電話株式会社と設計段階から協議を行うことが円滑な設計となるため関係機関打ち合せ協議について追加する。</p> <p>上記理由に伴い, 数量及び金額に異同が生じたため, 変更するものです。</p>		

変更契約報告書

1 工 事 名	白石島法面転石固定工事
2 工 事 位 置	笠岡市 白石島 地内
3 契 約 者	(株)枅平組
4 契 約 者 の 住 所	岡山県笠岡市笠岡5286
5 工 事 内 容 (概 要)	固定工 転石ロープ設置 L=59.0m(67.0m) ※()内は変更前
6 当 初 の 契 約 金 額	¥1,628,000
7 変 更 後 の 契 約 金 額	¥1,595,000
8 当 初 の 工 期	令和3年9月10日 ~ 令和3年12月24日
9 変 更 後 の 工 期	— ~ —
10 変 更 理 由	<p>本工事の施工にあたり、斜面整理後、現地状況及び設計図面を照査し、岩用アンカーの設置箇所の選定を行った結果、転石を押さえ込めないアンカーがあることが判明したため、確実に転石を押さえ込める位置の選定を行い、ワイヤーロープ長の数量を変更するものです。</p> <p>その他、諸数量の異同は精査によるものです。</p> <p>以上のことから、数量及び金額の変更を行うものです。</p>

変更契約報告書

1 工 事 名	市道用之江84号線道路改良工事
2 工 事 位 置	笠岡市 用之江 地内
3 契 約 者	藤原組
4 契 約 者 の 住 所	岡山県笠岡市吉浜2330番地7
5 工 事 内 容 (概 要)	道路改良工事 側溝工 L=33.5m(34.2m) ※()内は変更前
6 当 初 の 契 約 金 額	¥3,135,000
7 変 更 後 の 契 約 金 額	¥3,278,000
8 当 初 の 工 期	令和3年7月30日 ~ 令和3年11月10日
9 変 更 後 の 工 期	— ~ —
10 変 更 理 由	<p>・アスファルト舗装の取壊しを行ったところ、埋設してあったヒューム管に巻立でコンクリートがしてあることが分かったためコンクリート構造物の撤去・処分の数量を増とする。</p> <p>・アスファルト舗装の取壊しを行ったところ、舗装厚に設計と相違(t=4cmからt=15cm)があったため、アスファルト処分の数量を増とする。</p> <p>・その他諸数量の異同は、設計図書作成に伴う現地精査によるものです。</p> <p>上記理由に伴い、数量及び金額に異同が生じたため、変更するものです。</p>